

地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方に関する措置状況・検討状況の報告

令和 3 年 8 月 1 7 日 環境省・経済産業省

論点	規制改革実施計画・TF委員意見	措置状況・検討状況
○全体論		
① 自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	(規制改革実施計画) 環境省は、新たな 2030 年の温室効果ガス削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルに向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした導入目標を策定する。【順次検討・結論・措置】	<p>【環境省：対応中、経産省：対応中】</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/21 に開催された経産省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で示された 2030 年におけるエネルギー需給の見通し(暫定版)において、2030 年の地熱発電の導入目標は、施策・取組を強化することにより現行ミックス水準の達成を目指すこととして、1.5GW と示された。この目標の達成に向けて、経産省は、自然公園を中心とした追加的な地表調査を 21・22 年度中に完了し、追加で 0.5GW を導入することを目指すこととしている。<u>環境省は、これらの状況及び各種課題の克服を前提として、上記の 2030 年の導入目標の達成に向けて取り組む。</u> また、この目標達成に向け、上記基本政策分科会で示されたエネルギー基本計画案等に記載されているとおり、<u>環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進め、2030 年までに地熱開発のリードタイムの短縮を図ることとし、10 年以上かかるところを 2 年程度短縮して最短 8 年程度とすることを目指すとともに、2030 年までに自然公園を含め</u>

		<p><u>現在約 60 ヶ所ある全国の地熱発電施設数の倍増を目指すことにより、調査や開発の円滑な実施に貢献する。</u></p> <p>(経産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年 7 月 21 日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、2030 年度の地熱発電の導入見込量について、施策強化に取り組むことで現行エネルギーミックス水準の達成を目指すこととして、<u>1.5GW</u>を示したところ。 本目標の実現に向けて、引き続き、<u>JOGMEC による民間企業等へのリスクマネーの供給や地元理解の促進等の取組を進めるとともに、環境省や林野庁とも連携し、規制の運用の見直しや「地熱開発加速化プラン」等を通じて、更なる地熱開発の加速化を図る。</u>
<p>② 地熱発電の非連続的な導入拡大に向けた対応</p>	<p>(規制改革実施計画)</p> <p>地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「<u>地熱開発加速化プラン</u>」を進める。</p> <p>a 具体的には、2030 年までに、操業まで 10 年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で 2 年程度短縮し、最短で 8 年程度を目指す。</p> <p>b また、2030 年までに、60 超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。</p> <p>c これらの目標を実現するために、温泉モニタリン</p>	<p>【環境省：対応中、経産省：対応中】</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地熱開発プロジェクトを加速化させるために、自然公園法や温泉法の運用見直し等の実施に加え、<u>環境省自らが率先して行動する「地熱開発加速化プラン」を順次進めていく。</u> 具体的には、<u>改正地球温暖化対策推進法案に基づく再エネの促進区域の指定、温泉事業者等の地域の不安や自然環境への支障を解消するための科学データの収集・調査を実施し、円滑な地域調整による案件開発を加速化する。</u>令和 3 年度内は、<u>7 月から情報収集を開始するとともに、温泉モニタリングは令和 3 年度後半から試行的に実施し、更に、地産地消型・地元裨益型の地熱のあり方検討も進めていく。</u>

	<p>グによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法（令和3年法律第54号）を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。</p> <p>【順次措置】</p>	<p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年度から、<u>JOGMEC 自らが地表調査と掘削調査を行い、調査結果を事業者に提供し、掘削した井戸については、事業者の求めに応じて引き継ぐことで、事業者の開発リスクと開発コストの低減を図る取組を実施している。</u>昨年度は、<u>5地点の地表調査を実施</u>しており、現在（8月時点）、このうち<u>1地点の掘削調査に移行</u>している。調査結果については、<u>地点毎に地表調査と掘削調査の成果がまとまり次第、2022年度以降、順次公表</u>することとしている。 今年度から、環境省が取り組む「<u>地熱開発加速化プラン</u>」（<u>自然公園法及び温泉法の規制の見直しや地域の合意形成等</u>）と連携し、<u>JOGMEC による国立・国定公園内を中心とした地表調査を加速</u>させる。具体的には、<u>当初の計画を変更して、今年度における地表調査を3地点から15地点程度に大幅に増加し、2022年度における地表調査についても同規模の15地点程度での調査を実施</u>できるよう必要な予算の確保に努め、2030年度における地熱発電の導入目標（1.5GW）の達成実現を目指す。 また、<u>探査精度の向上や掘削技術の高度化等の地熱開発を円滑に進めるための技術開発を進めるとともに、2050年カーボンニュートラルに向けて、抜本的な地熱発電の導入拡大を実現するため、革新的な新たな技術開発（超臨界地熱発電等）にも取り組む。</u>
--	--	---

○自然公園法		
<p>③ 自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換</p>	<p>(規制改革実施計画) 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知)」における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。 【令和3年度上期検討・結論・措置】</p>	<p>【対応中】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日環境省自然環境局長通知)」における、<u>第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう、6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経産省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して基本的な考え方を整理し、令和3年9月までに結論を得て、通知の改定を行う。</u>
<p>④ 調査段階での詳細計画の廃止</p>	<p>(規制改革実施計画) 地表調査や調査井掘削時点など初期段階において、詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を環境省各地方事務所及び都道府県に通知する。 【措置済み】</p>	<p>【対応済み】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回再エネ関連規制等要望を踏まえ、地表調査段階における詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を令和3年3月30日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済み。 これに加えて、<u>調査井掘削の申請時点における詳細レイアウトについても不要と整理することとし、その旨を環境省各地方事務所及び都道府県に令和3年6月10日に通知済み。</u>
<p>⑤ 許可の運用改善、許可までの期間</p>	<p>(規制改革実施計画) 自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認する</p>	<p>【対応中】(環境省) 【地熱発電】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するか

<p>短縮に向けた解説集等の充実</p>	<p>かの考え方や工夫)の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。</p> <p>【令和3年度上期検討・結論・措置】</p>	<p>の考え方や工夫)の明確化について、6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、<u>地熱専門家を含む有識者や地熱協会等の事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経産省オブザーバー)</u>を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して検討し、<u>令和3年9月までに結果を環境省各地方事務所及び都道府県宛て通知する。</u></p> <p>【風力発電】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者団体(日本風力発電協会)等と、現状や課題に関して、<u>率直な意見交換を令和3年5月28日及び7月8日に実施済み。</u>今後も引き続き意見交換を実施。なお、「どこからも見えないようにする」という運用はしておらず、主要な眺望点からの眺望で判断をするなどメリハリのある審査を行っている。
<p>⑥ 国立・国定公園地域外(例：県立公園)での風力発電導入促進</p>	<p>(規制改革実施計画)</p> <p>国立・国定公園以外の立地については、自然公園法(昭和32年法律第161号)の規制は適用されず、ガイドラインへの適合は求めているため、この旨を都道府県に通知する。【措置済み】</p>	<p>【対応済み】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園以外の立地については自然公園法の規制はなく、ガイドラインへの適合は求めているため、<u>この旨を令和3年6月7日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済み。</u>
<p>⑦ 特別地域に係る傾斜掘削の要件の明確化</p>	<p>(TF委員意見)</p> <p>普通地域からの傾斜掘削について、「特別地域の地下部への掘削面積が僅少な場合等、当該地域への影響が軽微と考えられるもの」という判断基準の</p>	<p>【対応中】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用

	<p>明確化（例えば、一定の深度以深で第2種・第3種特別地域にかかるもの、等）や事例の横展開をする とともに、影響が軽微であると認められた場合には、特別地域としての許可を不要とし、普通地域の届け出のみで足りるものとするよう通知を 発出。</p>	<p>向けた方策等検討会」(経産省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して結論を得る予定。</p>
<p>⑧ 開発許可までの期間の短縮</p>	<p>(TF委員意見) 各地域(特別地域の開発許可、普通地域の届出)の 手続に要した標準処理期間の実態の把握、及び迅速化に向けて適切に対応する。</p>	<p>【対応済み】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通地域における審査は、届出に対して措置命令等を発出するか否かの検討をするものであり、<u>その期間は届出から原則30日以内としているので、その旨を令和3年6月7日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済み。</u> <u>特別地域における標準処理期間は審査部局ごとに概ね1月としているため、その旨を令和3年6月7日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済み。</u>
<p>⑨ 申請の事前相談での不受理行為の是正</p>	<p>(TF委員意見) 国立公園のみならず、国立公園及び都道府県立自然公園内でも、規定された要件を満たし許可を得れば風力発電施設の設置が行える旨を示し、不受理とすることは許されない旨の通知を 発出し、周知を行う。</p>	<p>【対応済み】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>不受理とすることはできない旨を令和3年6月7日に環境省各地方事務所及び都道府県に通知済み。</u>

○温泉法		
<p>⑩ 地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討</p>	<p>(規制改革実施計画)</p> <p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。</p> <p>【令和3年度上期に現状把握した上で論点を整理、必要に応じて環境省・経済産業省合同で検討会を設置し検討】</p>	<p>【環境省：対応中、経済産業省：対応中】</p> <p>(環境省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員からのご提言を受け、2050年カーボンニュートラル実現に向けて有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する制度について関係省庁と検討する。まずは、現状把握した上で、6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経産省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して論点を令和3年9月までに整理し、引き続き検討していく。
<p>⑪ 温泉部会や内規策定における地熱専門家の参画</p>	<p>(規制改革実施計画)</p> <p>専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を都道府県知事に通知するとともに、地熱発電のポテンシャルが大きい都道府県全てにおいて専門家が配置されるよう引き続き取り組む。</p> <p>【措置済み、その後フォローアップを実施】</p>	<p>【対応中】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回再エネ関連規制等要望を踏まえ、専門家の審議会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても専門家の助言を仰ぐよう技術助言を令和2年12月24日に都道府県知事に通知済み。なお、本通知のフォローアップを4月に行い、現在47都道府県の内、16で専門家が配置されており、<u>昨年の通知以降増加。地熱発電のポテンシャルが大きい13の都道府県のうち、11の都道府県で専門家が配置されており、今後も定期的にフォローアップ調査を行い、残りの2都道府県においても次の改選時(令和4年1月等)には専門家が配置されるよう働きかける。併せて、ポテンシャルの高い都道府県以外(約7都道府県程度)にも同様に働きかけ、地熱ポテンシャルのある全ての都道府県での地熱専門家の参画を目指す。</u>

<p>⑫ 温泉部会 （審議）の 開催頻度の 向上</p>	<p>（規制改革実施計画） 掘削許可を取得するまでの期間短縮のため、都道府県において温泉部会（審議）の適切な開催頻度を求める通知を発出する。 【令和3年上期措置】</p>	<p>【対応済み】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の趣旨（申請が到達したら遅滞なく審査を開始等）を踏まえて、<u>開催頻度の向上（例えば四半期に1回程度。ただし、掘削許可申請がない場合は休会とするなど。）や適切な開催頻度を求める通知を令和3年6月30日付で発出済み。</u>そのため、並行して各都道府県の現状の開催頻度の実態把握を行いつつ、経産省にも働きかけ、地熱事業者がJOGMECの助成金への交付申請（交付申請までに、必要な掘削許可を得る必要あり）を行うタイミングに間に合う適切な時期に審議会を開催するよう、求めている。
<p>⑬ 国の温泉政策を審議する審議会への地熱専門家の参加</p>	<p>（TF委員意見） 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会に地熱専門家も委員として加える。</p>	<p>【対応済み】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会（6/28第1回）に、<u>新たに地熱発電の専門家2名を招集済み。</u>
<p>⑭ 温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃</p>	<p>（規制改革実施計画） a 温泉法（昭和23年法律第125号）による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。 【令和3年上期措置】</p>	<p>【対応中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉法による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは「<u>①地熱開発に係る掘削に対する離隔距離規制や本数制限等の規制を温泉法の運用に係る内規等で定めている都道府県においては当該内規等の内容及びその科学的根拠を点検・公開するとともに、②科学的根拠がないと判断される場合には当該内規等を廃止することや一つの地熱貯留層を同一事業者のみで調査・開発する場合は適用しないといった運用の見直しについて検討を行うよう</u>」依頼する旨の通知

	<p>(規制改革実施計画)</p> <p>b さらに、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、<u>離隔距離規制や本数制限等</u>についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「<u>温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係)</u>」にも反映する。</p> <p>【令和3年度上期検討・結論・措置】</p>	<p>を令和3年6月30日に発出済み。通知発出後、関係都道府県にヒアリングを行うなど状況把握・理解促進に努め、適切にフォローアップを行うことで、通知の実効性の担保を図る。</p> <p>・ 更に、<u>都道府県等の意見聴取、実態把握</u>を行う。また、6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、<u>地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経産省オブザーバー)</u>を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して検討し、<u>離隔距離規制や本数制限等</u>についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「<u>温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係)</u>」にも、令和3年9月までに反映する。</p>
<p>⑮ 土地所有者の同意の不要化</p>	<p>(TF委員意見)</p> <p>温泉法の改正等によって、一定深度以下の地権者同意取得は不要とする。また、所有者が不明の土地の利用については、地熱事業者等が円滑な事業運営できるように、環境省等が主体的に、現在見直し検討されている「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(国土交通省)」との政策連携を図る。</p>	<p>【一部検討予定】(環境省)</p> <p>・ <u>土地所有者の権利を守りつつ、同意取得の手続きの簡素化(所有者不明土地等の取扱い)</u>については他の再エネ利用における検討状況も踏まえて検討。</p> <p>・ なお、令和3年5月26日に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において創設された、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)を定めて地域主導で脱炭素化を推進する仕組みや、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を活用して、<u>土地所有者や地域の合意形成を促進する方向で検討している他、地域伴走支援体制を構築しこれを支援していくことを予定。</u></p>

○環境アセス		
⑩ 環境アセス 期間内の調査作業の容 認	(規制改革実施計画) 地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に周知して理解の促進を図る。【令和3年上期措置】	【対応済み】(環境省) ・ <u>地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に令和3年6月30日に通知にて周知済み。</u>